破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第６６号
北海道小樽市住吉町７番19号　コーポ住吉201号室
債務者　伊藤　沙織
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１００号
岩手県花巻市浅沢234番地17
債務者　渡邉　絹一
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１０５号
岩手県北上市和賀町岩崎30地割37番地
債務者　及川亜由美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１１０号
岩手県花巻市高木第20地割200番地369　ビレッジハウス高木２号棟503号
債務者　藤井　翔
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１１１号
岩手県北上市北鬼柳５地割91番地１　タウン柳田１号
債務者　上平　美紀
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１１３号
岩手県北上市本通り四丁目15番14号　リベルテ102号
債務者　鈴木　昴也
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１号
千葉県長生郡白子町福島1779番地４、前住所東京都世田谷区等々力２丁目４番13号　ステラＡ
債務者　坂本麻都梨
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第８６号
千葉県茂原市下永吉1298番地15
債務者　古澤いずみ
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
福井市乾徳４丁目５番１号
債務者　石立　　翼
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６１号
福井県越前市粟田部町第48号６番地４　ロフティコート粟田部202
債務者　村上　幸宏
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６２号
福井県越前市新堂町第６号１番地19、旧住所福井県越前市野岡町62―１―３　Ｓｋｙｃｒｅｓｔ今立２―505
債務者　藤本　夏未（旧姓福田）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３９１０号
大阪市中央区島之内１丁目４番16―903号
債務者　福井　淳雄
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２１号
大阪市東淀川区柴島２丁目21番27号　サンロイヤル柴島パート１　101号
債務者　村田　正人
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０８８号
大阪市西区新町３丁目11番７―802号
債務者　楠間　祥博
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１４３号
大阪市旭区清水４丁目３番15―804号
債務者　山口光一郎
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８２号
大阪府高槻市野田３丁目１番６号　日英ハイツ302号、前住所大阪府高槻市野田２丁目18番43号　カヤックⅢ105号
債務者　北川　　蒼
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２６５号
大阪市浪速区桜川２丁目１番９―301号
債務者　森本　由奈
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部